

第23号議案

島根県情報公開条例及び島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(島根県情報公開条例の一部改正)

第1条 島根県情報公開条例(平成12年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「5人」を「10人」に改める。

第23条の次に次の1条を加える。

(部会)

第23条の2 審査会は、第22条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事務を行うため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、3人以上とし、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

第24条第1項中「審査会は」を「審査会(前条第1項の規定により部会を置く場合にあっては、部会を含む。以下同じ。)は」に改める。

第28条第1項中「第24条第4項」を「第24条第3項若しくは第4項」に改める。

(島根県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第36条第2項中「5人」を「10人」に改める。

第37条の次に次の1条を加える。

(部会)

第37条の2 審査会は、第36条第1項第2号に掲げる事務を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、3人以上とし、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

第38条第1項中「審査会は」を「審査会（前条第1項の規定により部会を置く場合にあっては、部会を含む。以下同じ。）は」に改める。

第42条第1項中「第38条第4項」を「第38条第3項若しくは第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。